

平群町パートナーシップ宣誓制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民一人ひとりが価値観や個性の違いを多様性として認め合い、互いに人権を尊重しあえる社会の実現を目指し、性的マイノリティに係るパートナーシップ宣誓制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 性的指向(自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。)が異性愛のみでない者又は性自認(自己が認識している性別をいう。)が戸籍上の性と異なる者をいう。
- (2) パートナーシップ 互いをその人生のパートナーとして、日常生活において協力し合うことを約した一方又は双方が性的マイノリティである2者の関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップにある者同士が、町長に対し、双方が互いにパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓の対象者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、宣誓をする日において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 双方が民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 住所について、次のいずれかに該当すること。
 - ア 双方が町内に住所を有していること。
 - イ 一方が町内に住所を有し、かつ、他の一方が3か月以内に町内への転入を予定していること。
 - ウ 双方が3か月以内に町内への転入を予定していること。

(3) 双方に配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者で同居している者を含む。)がいないこと及び共に宣誓をしようとする者以外の者とパートナーシップの関係にないこと。

(4) 宣誓をしようとする者同士が、民法第 734 条及び第 735 条の規定により婚姻することができないこととされている者でないこと。

(宣誓の方法)

第 4 条 宣誓をしようとする者は、パートナーシップ宣誓書(様式第 1 号。以下「宣誓書」という。)及びパートナーシップの宣誓に関する確認書(様式第 2 号。以下「確認書」という。)に所定の事項を自ら記入し、次に掲げる書類(宣誓をする日前 3 か月以内に発行されたものに限る。)を添付し、持参の上町長に提出するものとする。

(1) 世帯全員の住民票の写し(続柄を記載したものに限る。)(町内に転入を予定している者にあつては、その転入の予定の事実を確認することができる書類)

(2) 戸籍謄本又は戸籍全部事項証明書(外国人にあつては、大使館等で発行される婚姻要件具備証明書。この場合において、当該文書の日本語訳を添付すること。)

2 前項の規定にかかわらず、宣誓をしようとする者(以下この項において「当事者」という。)の一方又は双方が宣誓書及び確認書に自署することができないときは、当該宣誓書及び確認書は、町職員及び当事者双方の立会いの下で当該当事者以外の者に代筆させることができる。

(本人確認)

第 5 条 町長は、宣誓をしようとする者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) 前各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明証であって、本人の顔写真が貼付されたもの

- 2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類の提示をすることができない場合における本人であることの確認は、町長が適当と認める書類の提示を求めることにより行うことができる。

(通称名の使用)

第6条 宣誓をしようとする者は、性別違和その他町長が特に理由があると認めるときは、宣誓において、戸籍上の氏名(外国籍を有する場合には、これに準ずるもの)との併記により、社会生活上通用している氏名(以下「通称名」という。)を使用することができるものとする。

(証明書及び証明カードの交付)

第7条 町長は、第4条第1項の規定により宣誓がなされた場合において、当該宣誓をした者が第3条各号に掲げる要件の全てを満たしていると認めるときは、当該者に対し、パートナーシップ宣誓証明書(様式第3号。以下「証明書」という。)及びパートナーシップ宣誓証明カード(様式第4号。以下「証明カード」という。)を交付するものとする。この場合において、前条の規定により通称名を使用したときには、通称名を証明書及び証明カードに記載するものとする。

(証明書及び証明カードの再交付)

第8条 証明書及び証明カードの交付を受けた者は、当該証明書又は証明カードを紛失し、汚損し、若しくは破損したとき又は住所、氏名等に変更があったときは、パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書(様式第5号)により町長に証明書又は証明カードの再交付を申請することができる。

- 2 町長は、前項の規定により申請があったときは、証明書及び証明カードを再交付するものとする。

(証明書及び証明カードの返還)

第9条 宣誓をした者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓証明書等返還届(様式第6号)に第7条又は前条の規定により交付を受けた証明書及び証明カードを添えて町長に返還しなければならない。ただし、紛失その他の事由により証明書及び証明カードの返還が困難であるときは、その旨を町長に申し出なければならない。

- (1) パートナーシップの関係が解消されたとき。
- (2) 一方又は双方が死亡したとき。
- (3) 一方又は双方が第3条各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。(転勤その他のやむを得ない事情により一時的に転出する場合を除く。)
- (4) 宣誓書を提出した時点において第3条各号に掲げる要件に該当していなかったことが判明したとき。

2 前項の規定により証明書及び証明カードを返還するときは、第5条各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

(パートナーシップ宣誓の無効及び取消し)

第10条 虚偽その他の不正な方法によりなされた宣誓は、無効とする。

2 証明書又は証明カードを不正に使用し、又は偽造し、若しくは変造したときは、当該証明書及び証明カードに係る宣誓は、取り消されたものと見なす。

3 前2項に該当することが判明したときは、町長は、第7条及び第8条の規定により交付した証明書及び証明カードの返還を求めるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、宣誓の取扱いに関し必要な事項は、町長が別に定める。